

食品表示法第6条第5項に基づく不利益処分に係る処分・公表の基準

東広島市産業部農林水産課

1 趣旨

食品表示法（平成25年法律第70号。以下「食品表示法」という。）に基づく事務及び食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令（平成27年政令第68号）に基づく事務のうち、広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成11年条例第34号）第2条表24の3の3（2）の規定により市町が処理する事務とされている食品表示法第6条第5項に基づく不利益処分（命令）に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項の規定による処分の基準を定める。

2 処分の基準

- (1) 食品の製造、加工（調整及び選別を含む。）若しくは輸入を業とする者（当該食品の販売をしない者を除く。）又は食品の販売を業とする者（以下「食品関連事業者」という。）が、食品表示法第6条第1項及び第3項に規定する指示を受けながらその指示に係る措置をとらなかつた場合には、原則として指示に係る措置をとるべきことを命ずる。
- (2) 指示に係る措置をとるべきことを命ずる場合には、命令の相手方である食品関連事業者に対し弁明の機会を付与する。

3 公表

不利益処分を行った場合には、食品表示法第7条に基づき、次の①から③に掲げる事項を公表する。

- ① 不利益処分の相手方の氏名又は名称及び住所
- ② 不利益処分に係る違反の事実（東広島市情報公開条例（平成15年条例第31号）に照らして非公開と判断されるような例外的な事実がある場合は、当該事実を除く。）
- ③ 不利益処分の内容

4 適用年月日

この基準は、令和元年7月25日から適用する。